

札幌市厚別区PTA連合会 規約

■ 第一章 総則

第1条 名称

本会は、札幌市厚別区PTA連合会（以下『区P連』という）と称し、事務局を厚別区内に置く。

第2条 構成

本会は、厚別区内の市立幼稚園・小学校・中学校のPTAをもって構成する。

第3条 目的

本会は、区内のPTA相互の連絡調整を図り、幼稚園・小学校・中学校におけるPTA活動を通じて青少年の健全育成と福祉の増進を図り、学校（園）教育・家庭教育・社会教育の充実振興に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 〔1〕 区内各単位PTA（以下『単P』という）の連携に関する事。
- 〔2〕 学校（園）教育、家庭教育及び社会教育に関する事。
- 〔3〕 幼児及び児童、生徒の健全育成に関する事。
- 〔4〕 関係機関及び団体等の連携に関する事。
- 〔5〕 その他必要と認められた事業。

■ 第二章 役員及び監事

第5条 役員・監事

本会は、次の役員及び監事を置く。

- 〔1〕 会 長 1名（P）
- 〔2〕 副会長 6～8名（P：4～6名、T：2名）
但し、年度によっては若干名の増員もある。
- 〔3〕 監 事 2名（P）

第6条 選任

- 〔1〕 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
- 〔2〕 選出方法は細則に定める。

第7条 任期

役員及び監事の任期は、就任後次の定期総会の終結時までとする。但し、再任は妨げない。

第8条 職務

本会の役員及び監事の職務は、次の通りとする。

- 〔1〕 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 〔2〕 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 〔3〕 監事は本会の業務及び会計を監査する。また、必要に応じて諸会議に出席することができる。

■ 第三章 顧問

第9条 顧問

本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長・副会長会の議を経て会長が委嘱する。その場合の任期は、第7条に準ずるものとする。

■ 第四章 会議

第10条 総会

- 〔1〕 総会は本会の最高議決機関であり、毎年5月に会長が召集する。但し、必要が生じた場合は臨時総会を招集することができる。
- 〔2〕 総会は単Pごとの会長・副会長・校(園)長・事務局(T)その他1名の5名により構成される。
- 〔3〕 総会は構成員の過半数の出席により成立する。
- 〔4〕 出席者の過半数の同意をもって可決する。
- 〔5〕 総会の議長は出席者の中から選出する。
- 〔6〕 総会は次の事項を審議する。
 - ① 事業の報告及び計画。
 - ② 予算及び決算。
 - ③ 規約の改正。
 - ④ 役員及び監事の選出。
 - ⑤ その他必要事項。

第11条 役員会

役員会は区P連会長・副会長で構成し、必要に応じて会長が召集し以下の協議・調整を行う。

- 〔1〕 市P協及び他区P連との連絡・調整。
- 〔2〕 市P協より要請される事項について調整及び運営委員会への提示。
- 〔3〕 総会及び運営委員会で決定された市P協への要請事項。
- 〔4〕 会長が必要と認めた事項。

第12条 会長・副会長会

会長・副会長会は総会に次ぐ議決機関であり、各単P会長・副会長、区P連役員、実行委員会正副委員長で構成し、必要に応じて会長が召集し、以下の事を行う。

- 〔1〕 総会での基本方針を受け、区P連諸行事のアウトラインの構築。
- 〔2〕 各単P活動の情報交換や交流。

第13条 運営委員会

- 〔1〕 運営委員会は区P連役員、実行委員会正副委員長で構成する。出席者の同意をもって決議する。
- 〔2〕 運営委員会は、必要に応じて会長が召集し以下の事項を審議する。
 - ① 会長・副会長会の意見を尊重し、区P連諸行事の具体的事項。
 - ② 役員会を通じて市P協より提出された事項。
 - ③ 総会提案事項。

第14条 実行委員会

実行委員会には委員長、副委員長を置き、委員長が召集し運営委員会で決議された事業の実施に関わる企画・運営を行う。選出方法については細則に定める。

第15条 役員選考委員会

役員選考委員会は、必要に応じて会長が召集し次年度役員を選考する。選考結果は役員会に報告し、総会で承認を受ける。構成メンバー及び代表者の選出方法については細則に定める。

第16条 その他の委員会

会長が必要と認めたときは、会長・副会長会の議を経て委員会を設けて活動することができる。

■ 第五章 会計

第17条 会計

- 〔1〕 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 〔2〕 本会の経費は、負担金、助成金及びその他の収入をもって充てる。
- 〔3〕 本会は一般会計のほか「特別会計」を設けることができる。詳細は細則に定める。

■ 第六章 事務局

第18条 事務局

- 〔1〕 本会に事務局を置き、事務局長並びに事務局員若干名を置くことができる。
- 〔2〕 事務局長は事務局を統括し、役員と共に会計及び庶務を処理する。

■ 第七章 細則

第19条 細則

- 〔1〕 本会の運営に必要な時は、会長・副会長会の議を経て細則を設けることができる。
- 〔2〕 細則の改正は、会長・副会長会出席単Pの3分の2以上の同意をもって決議する。

第20条 会則の改正

本会の会則の改正は、総会出席単Pの3分の2以上の同意をもって決議する。

第21条 附則

この会則は昭和62年5月11日より施行する。

平成 2年5月12日 一部改正

平成10年5月16日 一部改正

平成13年5月19日 一部改正

平成14年5月18日 一部改正

平成15年5月16日 一部改正

平成16年5月15日 一部改正

平成18年5月13日 一部改正

平成20年5月 7日 一部改正

平成26年5月17日 一部改正

細 則

I. 委員会細則

第1条 役員選考委員会

各中学校区より輪番制により選出された各1名、及び事務局長1名で構成し、正副委員長を互選する。

1. 会長・副会長選出について

- 〔1〕 資 格 … 当該年度に厚別区PTA連合会（以下「区P連」という）会員を候補者とする。
- 〔2〕 選考方法 … 選考に当たっては次の順に従って選考委員会が候補者を選出する
 - ① 当該年度に単位PTA（以下「単P」という）の会長、副会長
 - ② 区P連役員（会長、副会長）監事、正副実行委員長経験者
 - ③ 単Pの会長、副会長経験者
 - ④ ①、②、③に該当しない区P連会員

2. 副会長選出について（T）

- 〔1〕 資 格 … 厚別区小・中学校校長会から推薦された校長。
- 〔2〕 選考方法 … 小・中学校校長会に一任。

3. 監事選出について

- 〔1〕 資 格 … 厚別区内単P会員を監事とする。但し、単P役員・監事（監査）であることが望ましい。
- 〔2〕 選考方法 … 幼稚園を除く23校（小・中）の輪番制に基づき選出する。

第2条 実行委員会

- 〔1〕 各単Pより2名の委員を登録し、実行委員会出席は1名とする。（幼稚園は1名）
- 〔2〕 委員長・副委員長の選出については、幼稚園を除く23校の輪番制に基づき3名選出しその中の互選により委員長1名、副委員長2名を決める。

II. 特別会計細則

第1条 特別会計

- 〔1〕 特別会計は、一般会計で賄えないものの費用とする目的で、一般会計残金から積み立てるものとする。
- 〔2〕 拠出額は、その会計年度の決算の見通しに基づいて決めるものとする。
- 〔3〕 収支手続きは役員会で原案を立案し、運営委員会で検討後、会長・副会長会もしくは総会にはかるものとする。

III. 附則

この細則は、平成18年5月13日より施行する。

平成18年 6月 7日 一部改正

平成23年 5月21日 一部改正

関連規定

第1条 慶弔規定

本会の役員、監事、構成単Pの会長・副会長の慶弔は、原則として次の通りとする。

〔1〕 4週を越える長期入院療養の場合は、見舞金を贈る。

〔2〕 死亡の場合は、弔電並びに香料を贈り弔意を表す。

第2条 この規定中の協議は運営委員会とする。但し、急を要する場合は役員会とする。

第3条 この関連規定は、平成16年5月15日より施行する